

**(9) 法第 34 条第 10 号関係（地区計画区域内の計画に適合する建築物）**

地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において行うもので、当該計画に定められた内容に適合する施設

**(10) 法第 34 条第 13 号関係（既存の権利の届出）**

市街化調整区域が決定されたとき又は変更されて新たに市街化調整区域になったときに、自己の居住用の住宅又は自己の業務用の建築物等を建築する目的で、土地の所有権その他の権利（借地権等）を有する者が、決定の日から 6 月以内に市長にその旨を届出したうえで、5 年以内にその目的に従って行うもの。